

鳥取県告示第75号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

山根地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
倉吉市山根字管原323-1地先道路敷	1号
倉吉市山根字奥田243-1	2号
倉吉市山根字小谷平264	3号
倉吉市山根字村廻り317-1	4号
倉吉市山根字村廻り310-1地先道路敷	5号